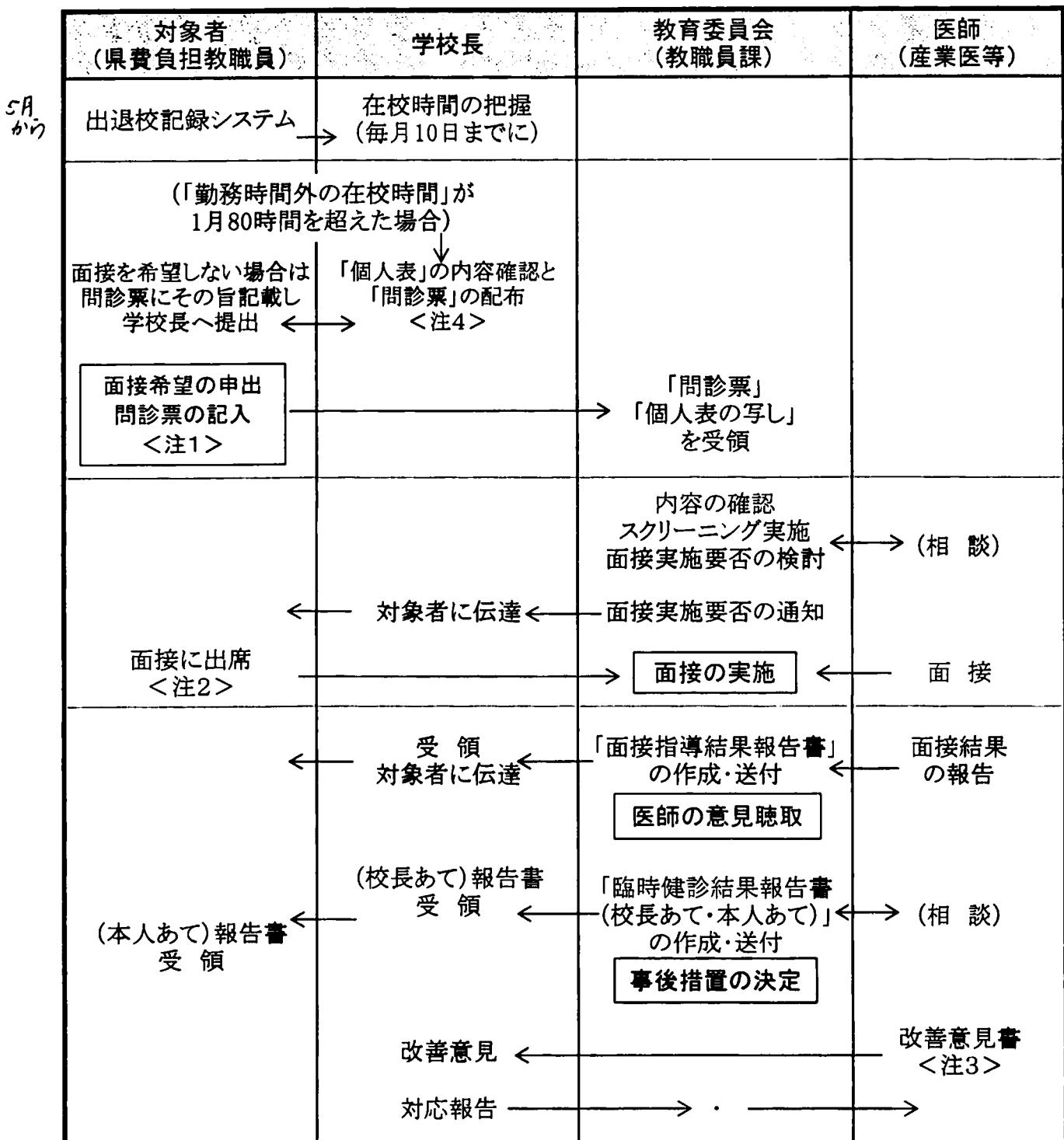


## 長時間労働者に対する臨時検診実施の流れ(案)



\*対象者には、管理職員を含むが、非常勤講師、再任用短時間勤務職員は含まない。

<注1> 月80時間に達していないくとも、面接希望の申出は可。  
その際、面接希望者は校長から「問診票」を受領。

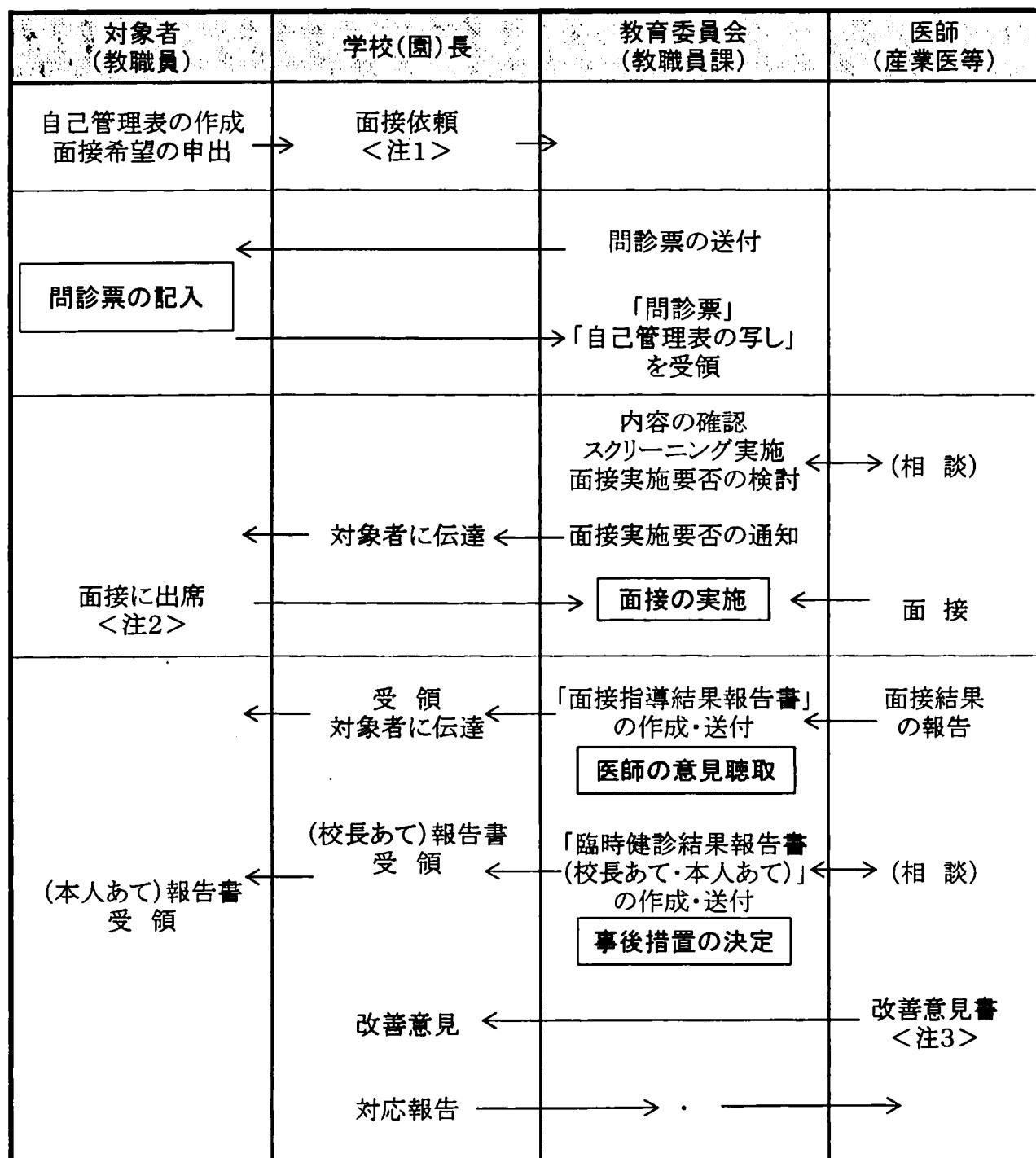
<注2> 面接出席時の服務は、出張扱い。

<注3> 「改善意見書」以下の措置は、必要がある場合のみ実施。 毎月確認

<注4> 「(面接を)希望しない」で問診票の提出があった教職員で、翌月以降、面接を受ける希望がなく、問診票受領の意思のない者に対しては、在校時間が80時間超であっても、校長は問診票の配布を省略することができる。

\*高校・幼稚園は、従来どおりの「自己管理表」を使用した流れとする。

## 長時間労働者に対する臨時検診実施の流れ（自己管理表使用）



※長時間労働とは、80時間以上の時間外労働を行い、疲労が蓄積していると考えられる場合をいう。

月80時間に達していなくても、面接希望の申出は可。

※対象者には、管理職員を含むが、非常勤講師、再任用短時間勤務職員は含まない。

<注1> 教職員の健康状態の把握に努め、必要な場合には声かけをする。

<注2> 面接出席時の服務は、職免扱い。

<注3> 「改善意見書」以下の措置は、必要がある場合のみ実施。